平成２６年（フ）第４４号
千葉県富里市御料1005番地９
債務者　吉田　幸輝
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４９号
千葉県八街市朝日139番地17　コーポ朝日201
債務者　谷口　正明
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５０号
千葉県四街道市栗山1073番地　フェリース松戸103
債務者　桑原絵里奈
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５２号
千葉県成田市土屋96番地４
債務者　錦戸　郁子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６号
千葉県君津市上湯江2026番地　日鐵住金社宅９―106、住民票上の住所千葉県南房総市千倉町瀬戸1704番地３　関方
債務者　朝生やす子（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第６８号
岡山県倉敷市水島東弥生町６番22号、住民票上の住所岡山県倉敷市児島赤崎３丁目１番38号　モナベール102号
債務者　竹内　和廣
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
高知県南国市立田824番地１　西山ハイツⅠ403号
債務者　小西　眞二
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７９号
高知市神田660番地　増井荘２号
債務者　小池しとみ
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８３号
高知市小石木町319番地５
債務者　野瀬　奈々
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８６号
高知市南久万194番地11
債務者　和田　光正
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９８号
高知市役知町19番１号　ハイツ和田202
債務者　黒川　　貢
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
岩手県花巻市実相寺26番地14、旧住所岩手県花巻市桜町４丁目260番地２　ロイヤルハイツけやき
債務者　飯島　和子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２８号
岩手県北上市上野町２丁目12番８号　コーポせん２号、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根向新田50番地
債務者　千葉　泰徳
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
盛岡地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５７号
埼玉県志木市上宗岡３丁目２番20号　ジョイフル・フォー201号
債務者　飯塚　達也
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
埼玉県志木市上宗岡３丁目２番20号　ジョイフル・フォー201号
債務者　飯塚支奈子（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
埼玉県戸田市大字美女木1056番地　クレストフォルム武蔵浦和グランステージ809号室
債務者　宮田　瑶華
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
埼玉県川口市大字東本郷860番地の２　いずみ荘101号
債務者　高橋　一民
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係